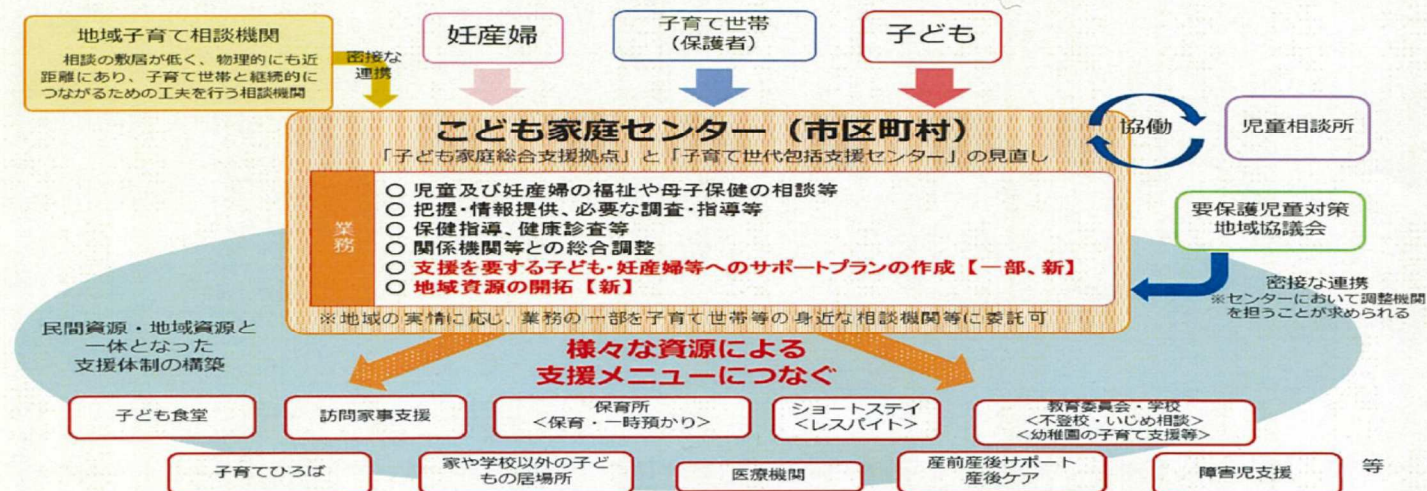


# 1. こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- こども家庭センターは、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに
  - ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、
  - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、
 を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。
- 令和6年4月の施行に向け、以下の準備を進めていただきたい。

- ①子ども家庭総合支援拠点未設置市町村 ⇒ 拠点の早期設置。その際、②の一体的な相談支援体制の整備等を併せて検討。  
 ②拠点・包括支援センター設置市町村 ⇒ 一体的な支援体制（詳細は次頁）を整備しつつ、新たな業務の実施に向け検討。

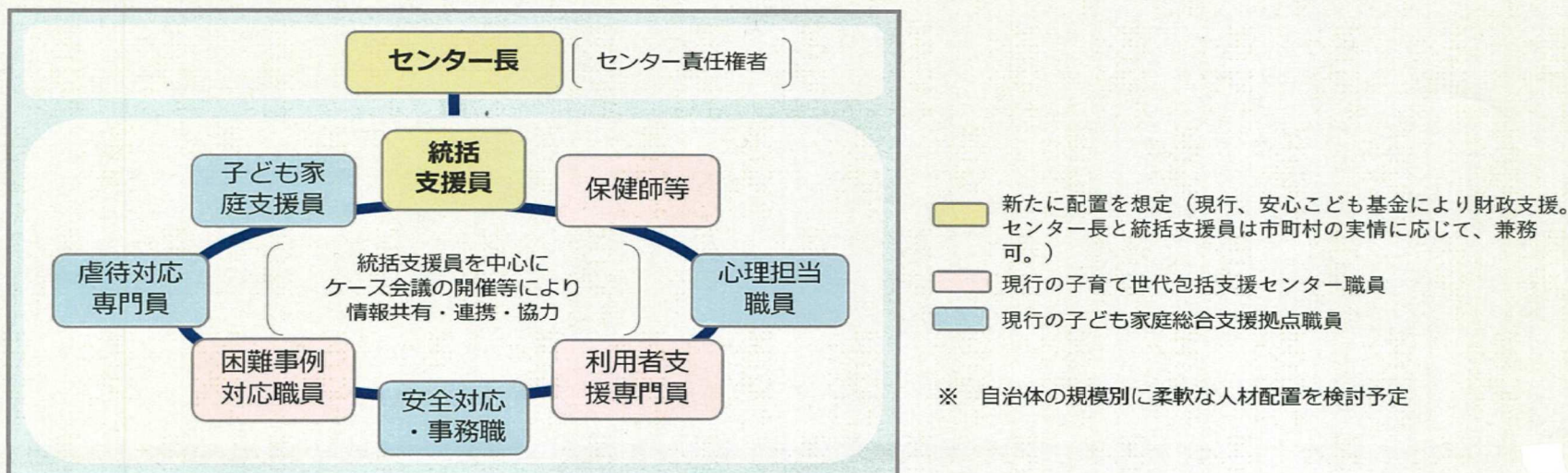
※一体的な支援体制の整備に当たっては、安心こども基金の活用が可能（R5まで、通例より高い補助率で支援）  
 ※今年度、調査研究によりこども家庭センターに係るガイドラインを作成する予定。



## 2. こども家庭センターの組織体制について

- これまで子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点は、それぞれの設立の意義や機能に基づき、整備されてきた。こども家庭センターでは、共通の管理職や統括支援員のもと、各専門職が共同して業務を遂行することとなるため、
    - ・ こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、**同一の場所で実施することが望ましいが、**
    - ・ **児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「こども家庭センター」を設置したものとする。**
  - 一体的な提供ができる体制としては、例えば、以下のような要件を満たすことを想定。
    - ① 「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称し、必要な機能を有すること
    - ② センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立
    - ③ 統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること
- ※ こども家庭センターについては令和4年度に調査研究を実施し、設置運営に係るガイドラインを作成することとしており、詳細については調査研究の内容も踏まえ、お示しする予定。

【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



## 5. こども家庭センターの業務（全体像のイメージ）

こども家庭センターの主な業務としては下記が挙げられる。

- ※ ●・・・現行の拠点において行うこととされている業務  
●・・・現行の包括センターにおいて行うこととされている業務  
【新】・・・こども家庭センターにおいて新たに追加される業務

### ① 子ども家庭支援全般に係る業務

- ・実情の把握 ●●
- ・情報の提供 ●●
- ・相談等への対応 ●●
- ・総合調整 ●●
- ・その他の母子保健業務（健康診査等）【任意】●

### ② 支援の必要性のある妊産婦や子ども等

#### のいる家庭への支援業務

- ・相談（・通告）の受付等 ●●
- ・ケース会議の開催 ●●
- ・SPの策定、更新等 ●●【新（一部見直し）】
- ・支援・指導等 ●●

### ③ 地域資源の発掘・担い手の確保等

- ・地域資源の把握 ●●
- ・担い手の確保等の地域資源の開拓【新】

### ④ こども家庭センターで併せて実施することが望ましい業務

※市町村が行う業務として位置づけられている事業のうち、こども家庭センターで担うことが効果的と考えられるもの。

- ・地域子育て相談機関の設定【新】
- ・家庭支援事業の利用勧奨・措置【新】
- ・在宅指導措置の受託 ●
- ・要対協調整機関としての業務 ●